

第1回あきる野市地域包括支援センター運営協議会報告

日時：令和2年10月30日（金）午後7時15分から

場所：あきる野市役所5階503会議室

1 開会

事務局（市）ただいまから、第1回あきる野市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、また平日の夜お疲れのところ、お集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の関係で、会議が中々開催できず、申し訳ありませんでした。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます、高齢者支援課長の遠藤と申します。よろしく願いいたします。それでは会議次第に沿って、進めさせていただきます。

2 委嘱書の交付

事務局（市）本来であれば、市長又は部長よりお渡しするところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、あらかじめ机上に置かせていただきました。委嘱期間は令和4年3月31日までとなっております。お名前等にお間違いがないか、ご確認いただければと思います。

3 委員紹介

事務局（市）続きまして、委員紹介を紹介させていただきます。名簿順に進めさせていただきます。あきる野市医師会から葉山委員、秋川歯科医師会から布田委員、あきる野市民生・児童委員協議会から石村委員、あきる野市健康づくり市民推進委員会から田中委員、あきる野市介護事業者連絡協議会から庄司委員、東京弁護士会から秦委員、第1号被保険者から小柳津委員、第2号被保険者の橋本委員からは欠席の連絡をいただいております。健康福祉部長、川久保委員。そして事務局として、高齢者支援課の職員、東部高齢者はつらつセンター、中部高齢者はつらつセンター、五日市はつらつセンターが参加しておりますので、よろしく願いいたします。

4 会長及び副会長の選出

事務局（市）委員の中から互選となっておりますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。無いようですので、事務局から指名をさせていただきますのでよろしいでしょ

うか。

委員 異議なし。

事務局（市）ありがとうございます。それでは、会長にあきる野医師会から選出の葉山委員、副会長に秋川歯科医師会から選出の布田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（委員からの拍手）

事務局（市）ありがとうございます。皆様の互選により、会長に葉山委員、副会長に布田委員にご就任いただくことと決定いたしました。葉山委員、布田委員につきましては、正副会長席にお移りいただきますよう、お願いいたします。

では、ここで正副会長を代表しまして、葉山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は一段と寒い中、ご出席いただき、ありがとうございます。今回の会議は、地域包括支援センターが3カ所になってから、初めて実績報告がなされる会議ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

また、今回は新しい委員の方が多くいらっしゃいます。高齢の方が地域で安心して最期まで生活し、最期を迎えることができる。そういう地域包括ケアということが叫ばれていますし、地域の方も求めていることなのでありますが、その要となるのが地域包括支援センターです。どの地域包括支援センターも一生懸命仕事をしてくださっていますが、地域包括ケアがより良くなるよう、助言していくことが求められていると思いますので、皆様には色々なご意見をいただければと思います。今後とも、よろしくをお願いいたします。

事務局（市）葉山会長、ありがとうございます。協議事項に入る前に、この協議会は公開することとしております。委員の皆様にお諮りいたします。傍聴をお認めいただけますでしょうか。

委員 — 異議なし —

事務局（市）ありがとうございます。本日の傍聴者は2名となっておりますので、入室していただきます。

— 傍聴者入室 —

事務局（市）議題に入る前に、机の上に置かせていただいております、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の要綱をご確認ください。第2条に、『運営協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。』となっております。第1号に『あきる野市地域包括支援センターの運営に関すること。』第2号に『地域包括ケアに関すること。』、第3号に『地域密着型サービスの指定等に関すること。』、第4号に『その他市長が必要と認める事項に関すること。』となっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、議題に入ります。ここからの進行に関しましては、あきる野市地域包括支援センター運営協

議会の設置要綱第9条第2項に基づき、会長にお願いいたします。

2 協議事項

(1) 令和元年度事業報告及び自己評価票について（資料1～7）

会 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（市）事務局から説明させていただきます。昨年度第1回あきる野市地域包括支援センター運営協議会におきまして、『実績報告書のカウント方法が各地域包括支援センター毎に異なるのではないか』というご意見をいただきました。そのご意見をもとに、実績報告書のカウント方法を修正させていただきました。そのため、年度途中から遡って集計できない場合は、9月から別に集計している地域包括支援センターもございます。その点をご承知おきいただければと思います。それでは、東部高齢者はつらつセンターから実績報告書等の発表をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(ア) 東部高齢者はつらつセンター（資料1、資料2、資料7）

— 事務局説明 —

会 長 ありがとうございます。細かな資料になりますので読むのが大変ですが、委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

委 員 私の住む地域で昨日、『(高齢者の)一人暮らしで腰痛があり何日も動けず、食事をするのも大変で心配だ』と近所の方から相談がありました。そこで、東部高齢者はつらつセンターに相談したところ、迅速に対応していただきました。本当に助かりました。介護タクシーを呼んでいただいたり、病院に付き添っていただいたり、畳の上で寝ていたところを、腰の負担を軽減するため、ベッドを昨日のうちにに入れていただいたりしました。私も初めてのことでしたが、市民のために行動を素早く取っていただき、びっくりしました。担当の方には迅速に対応していただき、助かりました。ありがとうございます。以上です。

会 長 ありがとうございます。他には、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

委 員 評価に関しては、私も地域包括支援センターの業務を全て把握しているわけではないので、なかなか分からない部分もありますが、他の2つの地域包括支援センターにも共通していえるのが、自由記載欄です。『市への要望』の部分で、『センターの業務等の現状を把握していただき』とありますが、言いづらいかもしいかもしれませんが、把握していない実感がありますか。お答えしていただけるようでしたら、お願いします。答えづらいですね。

事務局（包括）言いづらいところではあるんですが、地域包括支援センターの業務については多岐にわたっております。権利擁護業務などグレーな部分もあり、その詳

細な部分までも把握していただいた上で、地域包括支援センターの業務としていただければと思います。業務に関する人員と手間を考慮し、業務量の調整や人員配置を検討していただきたいと（地域包括支援センターの）皆が希望しているのではないかと思います、こちらに記載させていただきました。

委員 後の2つの地域包括支援センターにも、同じような記載があります。また、毎年毎年同じような記載があり、東部高齢者はつらつセンターは（設立から）日が浅いんですが、既にそういう記載があります。そのような実感があるのだとしたら、ぜひ業務量を検討していただきたい。地域包括支援センターはたくさんの方の役割を担っていただいています。他の地域包括支援センターからも同じような意見が出ています。

会長 では、他の地域包括支援センターの発表が終わりましたら、またご意見を伺います。他の方からご質問がなければ、中部高齢者はつらつセンターから説明をお願いします。

事務局（包括） その前に、東部高齢者はつらつセンターの資料7の説明が終わっておりませんでしたので、説明させていただきます。

— 事務局説明 —

会長 これは、公平中立だといえる結果なんでしょうか。

事務局（包括） 訪問看護に関しては自法人割合が70%を超えておりますが、母数が少ないことも割合が多い理由だと考えております。また、利用者様の意向に沿った訪問看護ステーションに依頼をしておりますので、公平中立に（利用者様の）意向に沿ってやらせていただいております。以上です。

（イ）中部高齢者はつらつセンター（資料3、資料4、資料7）

— 事務局説明 —

会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がある方は、お願いします。

委員 成年後見制度に中々つながらないというお話がありましたが、『対象者の方が成年後見制度を利用する必要がない』という意味なのか、『成年後見制度を利用した方が良いけれども適切どころにつながらない』のか、教えていただけますか。

事務局（包括）（地域包括支援センターからすると）成年後見制度につなげた方が良いけれども、ご本人やご家族が『そこまでなくて良い』と仰ることがあります。

会長 他にはいかがでしょうか。無いようでしたら、五日市はつらつセンターからお願いいたします。

(ウ) 五日市はつらつセンター（資料5、資料6、資料7）

― 事務局説明 ―

会 長 ありがとうございます。五日市はつらつセンターの発表に対して、何かご意見やご質問がありますでしょうか。

委 員 『人員が足りない』という記述が、何ヶ所か出ております。人員の問題というのは、いつ頃解消するのでしょうか。地域包括支援センターを運営するには、それ相応の人員を配置する必要があると思いますので、市の方にも要望して増員するなりしないと適正な事務管理等、運営ができないと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（市） 市からお答えします。相談件数は増えているんですが、人員基準的にはクリアしている状況です。毎年ご意見をいただいているところではありますが、人員の配置は難しいこともありますので、業務を工夫していただくと共に、必ず出ていただく会議とそうではない会議等、市と地域包括支援センターで役割分担をしながら進めていきたいと考えております。

委 員 ありがとうございます。役割分担というのは分かるんですが、あきる野市も段々と高齢化が進んできて、それに対応しないといけない。そういう実態も含めて適正な対応をするには、それ相応の人員を配置しなければいけないと感じたので、質問しました。ありがとうございます。

会 長 他には、どなたかいらっしゃいますか。いらっしゃらないようでしたら、3つの地域包括支援センターをあわせて、総合的に聞いてみたいこと、又は質問をし忘れたこと等ありましたら、お願いいたします。

委 員 五日市はつらつセンターの資料の『市への要望』のところで、『市内3か所に包括ができたことで、業務に対する解釈等で齟齬が生じやすくなっている。』とありますが、具体的にどのようなことがあるのでしょうか。

事務局（包括） これはあくまで、五日市はつらつセンターで考えている部分です。例えば、虐待の捉え方です。昨年度、社会福祉士が市と一緒にマニュアル化に取り組み、今、摺り合わせを行っているところなんですが、捉え方に違いがあると今でも少し思っています。それから、五日市はつらつセンターは市役所の本庁舎から遠いので、市の方と摺り合わせを多くできるわけではありません。（場所が）近い地域包括支援センターと市で打合せしたことが、後から知らされるということもあります。また、何かを決める際に、同じ法人内だと打合せをする機会もあると思いますが、その摺り合わせが終わった後に五日市はつらつセンターが打合せしても、最終的に何かが変わることはないかなと思っています。それから、介護教室というのを3つの地域包括支援センターで共同で行っているんですが、年度が変わる前に市と地域包括支援センターでどういうふうの実施するか話し合いをしています。そうして決まったことが、年度の途中で変っ

ていってしまいます。チラシの配布方法とか、法人の独自ルールができていたとしても、市からてこ入れがあるわけではありません。それぞれの地域包括支援センターで行うとなると、最初と話が違うんじゃないかなということはありません。以上です。

委員 ありがとうございます。色々とお話いただいたんですが、3つの地域包括支援センターと市役所が連携する機会というのは、年何回かお話し合いをされているとか、どのような形で行われているのかをお聞きしたいんですが。

事務局（市）事務局からご説明させていただきます。毎月『はつらつ連絡会』というものがあまして、そこで3つの地域包括支援センターが集まり、ケースのことや虐待の基準に関する話は、話し合いをさせていただいています。また、先ほどお話しがありました『情報が後から入ってくる』ということは、あることもあろうかと思しますので、今後は遅れを取らない形で調整をしていきたいと思っております。会議自体は毎月やっております。

委員 ありがとうございます。地域包括支援センターが3つになる時も、委員として会議に出席させていただきました。その時も、同法人が2カ所というのはどうなのかなというのは、色々とお話がありました。そのあたりが上手く回るように、コントロールしていただきたいと思っております。このように書かれてしまうと『上手くいっていないのかな』と映ってしまう。最初からそれは懸念事項としてあったと思われるので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいかなと思っております。

事務局（市）確かにこのように出てくるということは、そうなのかなとは思っていますので、市の方でイニシアチブを取りながら、やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。他には、どなたかいらっしゃいますか。

委員 高齢者の詐欺被害のところで、五日市はつらつセンターは五日市警察署への相談や勉強会をされているとのことなんですが、他の地区はどうなんでしょうか。

事務局（包括）東部高齢者はつらつセンターと中部高齢者はつらつセンターは福生警察署と連携を取ってやっております。

委員 そうですね。あきる野市の場合難しいのは、秋川市と五日市町が合併したので、警察も福生警察署と五日市警察署であきる野市を見ているんですね。それから人員の問題で、大変な面があるということですが、今後ますます仕事が増えていくと思うんです。ただ、予算というのは限られていて、あきる野市も予算的には逼迫していると思うので、採用をどんどん多くするというわけにもいかないのかなと思っております。民間を考えてみますと、例えば旅館のバスの運転手さんだと、昔は送り迎えだけをやっていれば良かった。今はフロントをやっていたり料理を運んできたり、宴会の時は太鼓をたたいたり、一人で何役もやっています。そういうことで、経費を削減しているのかなと思っております。市の方も今は大変な状況なんだろうと思うんですが、人員の配置を変えて、お手伝

いをする形に今後どんどん持っていかないと、仕事をやりきれないと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局（市） 職種がありますので、その部門部門で動いているところはありますが、チームワークは大事だと考えております。電話対応などはできるのかなと思いますが、元々の職種があって動いているところはございますので、外に出て対応するというのはどうかと思う部分はあります。できるところは、やっていただいていると思います。

委員 以前の会議で、評価表について、3つの地域包括支援センターの窓口に来所した時に、見せていただけるという話になったような気がするんですが、既にそうなっているのか、これからそうなるのか、もう一度確認をさせていただきたい。委員が評価表を見た時に、『できている』『できていない』を評価するのは難しい。われわれ介護事業者連絡会とすれば、広く事業者がそれを見た時に判断できる。判断してどうこうというわけではないが、見せていただいた方がより、地域包括支援センターとのディスカッションや意見交換が出てくるので、『公開になる』という認識なんですけど、それを改めて確認をさせていただきたい。

事務局（市） 昨年度、この会議自体も公開になりましたが、議事録と評価表も公開となっております。今回の分はまだですが、平成30年度分については既に公開となっておりますので見ていただければと思います。承認がおりれば、令和元年度分も公開する予定であります。

委員 ありがとうございます。

会長 他には、よろしいでしょうか。

委員 先ほどから相談件数が色々出ていますけれども、このコロナ禍で高齢者からの相談は何かありましたでしょうか。

事務局（包括） お手元の資料は令和元年度のもので、このコロナ禍で相談件数はほとんど変わらず、訪問等も変わらずさせていただいているんですが、緊急事態宣言後は在宅ワークのご家族様が増えてきて、そこで認知症の進行に気づいたという若い世代のご家族様からの相談が散見されました。また、ケアマネジャーさんからの報告があったのは、施設や病院で面会ができなくなったので、かなり重度の方を自宅に戻したいという相談を受けているというものでした。中々在宅で見られるような方ではなく、ご家族も疲弊してしまうので、施設と相談してターミナルの方は面会を許可していただいたりとか、病院の場合は面会は難しいですが、『家で見るのは難しい』という助言をさせていただいたとの報告をケアマネジャーから受けております。

会長 他は皆さんよろしいでしょうか。では、協議事項（1）は以上になりますので、（2）の『評価指標について』に移ります。

事務局（市） 先ほどの補足をさせていただきます。3つの地域包括支援センターとも相談件数が増える中、よくやっていただいていると思っております。休日夜間の相

談件数が約140件と報告がありましたが、専用の携帯電話を持ち、休日夜間でも相談が入るといのは我々も認識しております。工夫や調整をしていただき、相談業務ができる体制を取っていただいております。また、先ほどから業務量、役割分担、人員確保のこと等、市への要望は有るものの、高齢者の方が安心して暮らしていけることを切に思っていること、当たり前のことではあるんですが、非常に嬉しく思っております。それでは、続きまして資料8の説明をさせていただきます。

(2) 評価指標について (資料8)

— 事務局説明 —

委員長 ありがとうございます。これに関して、何かご質問がありますでしょうか。
委員 今回の報告の中で、『31 センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。』についてです。今、介護支援専門員が少なくなっているという話を聞いたのですが、あきる野市で介護支援専門員を養成する予定があるのかどうか教えていただきたいと思って質問しました。

事務局(市) こちらに記載されているのは介護支援専門員についてなんですが、訪問介護については、現在行っている第8期介護保険事業計画の策定委員会で『介護人材の確保』ということで進めているところです。計画が完成し、来年度は少しでも前に進めるように、介護人材の確保、定着、育成を考えております。以上になります。

委員 ありがとうございます。他の近隣の市町村も競って養成をしていると思うので、あきる野市も力を入れて、高齢化が進んでいく状況の中で、若い人をいかに育てていくことに目を向けていただければと考えております。以上です。

事務局(市) 若い方となると、中々難しい面があります。若い人材の確保も考えているんですが、今あきる野市にお住みで定年を迎えた60歳以上の方の中にも若い方がいらっしゃいますので、そういう方をターゲットに、引きこもり、閉じこもり予防にもつながる形で、介護人材の確保に目を向けていただき、介護人材として働いていただける取り組みをできればと思っております。

委員 ありがとうございます。70歳を超えた方が介護している老老介護の話もお聞きするので、若い人をいかに取り込むかというのは、今後の大きな課題かと思しますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長 資料8は、市役所がやっているか、やっていないかに重きを置いた資料なんですか。

事務局(市) 市町村の指標と、それに関係する地域包括支援センターの指標を○×で表記させていただいております。

- 会 長 これからは、これまでの地域包括支援センターの自己評価表とこの評価指標が両方出てくるということでしょうか。
- 事務局（市） そうですね。こちらは全国的なものですので、公開の方も考えて提示をさせていただきます。
- 会 長 他に、どなたかいらっしゃいますか。
- 委 員 権利擁護業務のところ、先ほど自己評価の時には『(虐待の) 判断基準がセンターと共有されていない』という話が出ましたが、共有されていないことで何か現在、問題があるのでしょうか。
- 事務局（市） ケースごとに、その都度ご相談をさせていただいていますが、判断基準は提示すれば良いことですので、今後提示する方向で考えております。
- 委 員 逆に、あまりラインができると良くないのではというイメージもあるのですが、いかがでしょうか。主観的意見かもしれませんが。
- 事務局（市） 提示はしますけれども、その都度、ご相談をさせていただければと思います。
- 会 長 これは国から来ている指標になるんですね。
- 委 員 同じ項目になるんですが、『成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準』の部分で要綱の話在先ほどされていましたが、要綱の中に判断基準は入っているけれども配っていないということでしょうか。
- 事務局（市） お知らせをしていないというところでは。
- 委 員 今、インターネットで検索しただけなんですけど、『あきる野市成年後見制度に係る市長による審判請求手続等に関する要綱』のことでしょうか。
- 事務局（市） その要綱になります。
- 委 員 この要綱を見ると、判断基準というより、第2条に『本人の事理を弁識する能力の程度』『本人保護の可能性』『審判請求を行う意思の有無』『あきる野市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果』を総合的に考察して行うとなっています。基準というと『ここを超えたら市長申立』というイメージだったんですが、要綱まではなくても、それ以上の指針は市としてあるのでしょうか。
- 事務局（市） ありません。
- 委 員 要綱については、これを見れば済む話ですが、国が示している判断基準というのは、もう少し細かい基準を示す（ということではないでしょうか）。基本的に成年後見制度は利用促進の方向で動いているじゃないですか。考え方として要綱を示すだけではなくて、国としては『市長申立をもっとしっかりやった方が良いのではないか』という判断から、こういう基準を示しているんだと思うんです。要綱を見れば、『こういう項目を総合的に検討して申立をする』というのは分かります。ただ、どうなったら市長申立をするのかというのは、現場の人で困っている人は多いんですよ。日の出町の社会福祉協議会の方と話す機会があるんですが、市長申立のハードルがなかなか高いという話は聞きます。判断基準というのは、『こうなったら市長申立を行う』というのを市

として示して、現場として使いやすいものにしてほしいということだと思います。他の自治体と比較してみて、判断基準を設けている自治体があるのかどうか、その点は私は知らないんですが、無かったら無いで作って、地域包括支援センターと共有している例というのはあるんでしょうか。

事務局（市） 各市町村に確認はしていないんですが、こういう質問があるということは、あるんだと思いますので、その点は調べてみたいと思います。私自身は要綱だと思っていたのですが、その点は間違っていたのかもしれませんが。申し訳ありません。

委員 私もよろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

委員 市長申立の基準を明確にすることを目指している印象を受けました。これはお願いになるんですが、その明確なラインは、ハードルをなるべく低いものにしていただきたい。その理由というのも、事業者の立場として私の印象で話をさせていただくと、市長申立のハードルはとても高いと思っています。事業者の持っている実感だと思います。そのあたりを踏まえていただきながら、判断基準ができるのであれば、ぜひ考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会長 その他にいかがでしょうか。それでは、この内容につきましては以上としまして、次の（３）に移ります。

（３）認知症初期集中支援推進事業について（資料９）

— 事務局説明 —

会長 ありがとうございます。この認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センターの職員が兼ねているんでしょうか。

事務局（市） はい。

会長 そうですね。その分、大変なのかもしれません。それでは特に無ければ、報告事項をお願いいたします。

6 報告事項

（１）令和２年度地域包括支援センターの事業実施方針及び体制について（資料１０，１１）

— 事務局説明 —

会長 ありがとうございます。皆さん、お分かりになりましたでしょうか。この会議は地域ケア推進会議になるんでしょうか。３層構造は、どのようになるんで

しょうか。

事務局（市）簡単に申し上げますと、まず専門職を招いて助言をもらいながら個別事例を検討する地域ケア個別会議という会議がございます。これまでは地域ケア個別会議であがった地域課題を、地域ケア推進会議である、この地域包括支援センター運営協議会にあげさせていただいておりました。ただ、個別課題の精査等が難しいということで、中間に圏域別地域ケア会議というものを新しく設け、個別事例からの地域課題の抽出などを行う予定になっております。そして、圏域別地域ケア会議であがった地域課題について、地域ケア推進会議である地域包括支援センター運営協議会にあげさせていただいて、より検討が必要であれば、圏域別地域ケア会議に戻すことも検討しております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域ケア個別会議や圏域別地域ケア会議を実施できていないため、この地域包括支援センター運営協議会にも地域課題があがっておりませんが、状況に応じて地域課題をあげさせていただきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。この件に関しまして、何かご意見やご質問はありますでしょうか。

委員 旧専門員相談会を地域ケア個別会議に変えていくということですが、旧専門員相談会は年12回あったかと思えます。三層構造になって名称も変わるのならば、旧専門員相談会にあたる地域ケア個別会議を何回実施して、新しくできる圏域別地域ケア会議がどんなイメージのものなのか、教えていただければありがたいです。

事務局（市）専門員相談会という名称で実施していた地域ケア個別会議につきましては、これまで12回実施していたところを6回に変更して実施する予定にしております。専門員相談会では、助言者の方からアドバイスをいただくことが中心になっており、地域課題の抽出というものにつながりにくいということがあったため、形態を変えようということになりました。これまでと同様に（事例提出者が）アドバイスをいただくことはありますが、司会者が中心となり、地域課題の抽出をより意識していく会議になっております。例えば認知症の方の事例で、他にも地域では同じような課題のある事例があるのではないかなど、作成する資料も変えて、より地域課題を考えていく会議になっています。地域ケア個別会議をより地域課題を意識した会議にした上で、圏域別地域ケア会議という中間層の会議を今年度新しく設けており、地域の関係者をお呼びする機会があると思っておりますので、地域課題をより明確にして、この地域ケア推進会議にあげるというイメージを持たせていただいております。

委員 専門員相談会というのは、そもそも介護支援専門員が困っていることを相談するつもりで事例をあげるとするんですが、地域の課題を意識したとなると、ずれてこないのでしょうか。イメージなんですが。

事務局（市） 地域課題を考えるというのは（会議の目的として）あるんですが、それは議論を深めた結果として地域課題が出てくるということだと思います。これまでと同様に助言者の方に出席していただいて、介護支援専門員の方へのアドバイスをしていただくという、資質向上機能を備えた会議になっています。これまでは、『助言者の方からのアドバイスをいただく』という側面がすごく大きかったので、地域課題についても議論しようということで、司会者の方の役割を再検討したり、資料を変えたりしています。

委員 相談する介護支援専門員は、あまり意識しなくていいということですか。相談するつもりで、会議に参加していいのでしょうか。

事務局（市） 最初から『地域の課題を検討する会議だから事例を提出する』というわけではなくて、相談したい事例があって相談があがってくるはずなので、各介護支援専門員の方に相談したい事例をあげていただければと思います。

会長 私から1点確認で、各地域包括支援センターの人員、五日市はつらつセンターの人員のみが6人ですが、7人にしなくてもいいんですか。

事務局（市） 基準を超える人数を配置したりしておりますので、全てが7人になるということではありません。

会長 分かりました。他にはいかがでしょうか。なければ、この議題を終わりにさせていただきます。では、その他、事務局から説明することはありますか。

7 その他

事務局（市） お手元に安心メールについての資料をお配りしています。A4の『「メール配信サービス」登録手順』という紙です。迷い人に関する情報が配信されることから登録されている方もいらっしゃるかとは思いますが、迷い人の場合、防災行政無線で放送するのと同時に、メールも配信されます。防災行政無線だけでは記憶に残らない部分がありますが、メールだと文字情報で住所（字）、氏名、年齢、服装などが送られてきます。顔写真は送られてこないんですが、是非この機会にご登録いただき、迷い人の情報が流れてきた際には、我が事として気にとめていただければと思います。ちなみに、この安心メールで実際に見つかった例もありますので、よろしく願いいたします。また、もう一種類、『高齢者の皆さん、お元気ですか？』というリーフレットをお配りしているかと思えます。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各町内会・自治会で実施していた敬老行事を中止にさせていただきました。その代わりに、市の方で一括して品物をお送りしておりまして、その中にこのリーフレットを入れさせていただきます、感染予防やフレイル予防について紹介させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。最後にあと1冊、『認知症ガイドブック』という冊子も置かせていただいております。これは昨年度末に完成した冊子になりまして、近隣の医療機関や関係機関などにお配りしていると

ころです。ただ、『認知症の相談窓口がどこなのか分からない』というご意見をいただいておりますので、関係機関以外にも公民館や商業施設等、人が集まりやすい場所にも配布するなど、周知方法をより検討し、情報の周知を図っていけたらと考えております。以上になります。

会 長 ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局（市） 会長、ありがとうございます。それでは閉会の挨拶を副会長、お願いできますでしょうか。

8 閉会

副 会 長 皆様、今日はお疲れ様でした。最後に感想になりますが、市の業務も期待値が高くなって、凄く大変だと思うんですね。それは重々承知の上で、このコロナ禍において民間ではリストラがあったり、予算が削減されたりで、生き残りをかけて改革を行っているところだと思うんです。高度経済成長の頃とは違いますから、市の予算や人員を増やすことは望めないと思うんです。既成概念にはとらわれず、柔軟性を持って対応していければ、どうにかなる部分もあるんじゃないかと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。今日はお疲れ様でした。

事務局（市） ありがとうございます。長時間にわたり、委員の皆様、ありがとうございます。以上をもちまして、地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。

以上